

## 大津市とびわこ成蹊スポーツ大学との教育分野の連携に関する個別協定書

大津市教育委員会（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）は、平成28年3月30日付けで大津市及び乙が締結した大津市とびわこ成蹊スポーツ大学との協力に関する協定書（以下「包括協定」という。）に基づき、教育分野における甲と乙との連携の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、人材の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、包括協定に基づき、甲及び乙が教育分野において相互に協力し、事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、包括協定第2条各号に定める事項に基づく次に掲げる事項について、連携し、及び協力するものとする。

- (1) 甲の小学校における体育及び中学校における保健体育の教科研究に関する事項
- (2) 甲の中学校の運動部活動における教員の専門的指導力向上及び生徒の競技力向上に関する事項
- (3) 乙の学生の競技指導力及び児童生徒に対する対応力向上に関する事項
- (4) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、第三者に漏洩・開示してはならないものとする。ただし、事前に双方において合意した場合はこの限りでない。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から改廃の申入れがないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後同様とする。

### （定めのない事項）

第5条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市教育委員会

教育長 井上 佳子



大津市北比良1204番地

乙 びわこ成蹊スポーツ大学

学長 嘉田 由紀子

